

藤岡市地方就職支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学生の本市への移住を伴う群馬県内への就職を支援し、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するため、予算の範囲内で藤岡市地方就職支援補助金（以下「地方就職支援補助金」という。）を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則（昭和42年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域をいう。

(交付要件)

第3条 地方就職支援補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

イ 第5条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、東京圏内に在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。

イ 卒業後にアの内定企業に就職し、本市への転入の日（以下「転入日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(3) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就職先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が群馬県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等

の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用される予定であること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団でないこと。

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

ケ 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。

コ その他市及び群馬県が地方就職支援金事業の対象として不適当と認めた者でないこと。

（地方就職支援補助金の交付額）

第4条 市長は、前条に規定する要件を満たす者に対し、大学の卒業年度の6月1日以降の就職活動の採用面接に係る交通費として、1人1回を限度とし、次のとおり交付するものとする。

- (1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 6,000円
 - (2) 次のア又はイに掲げる場合には、前号の規定にかかわらず、それぞれア又はイに定める方法により算出した額（100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。）を支給する。
 - ア 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合 自己負担額の2分の1以内の額（ただし、6,000円を上限とする。）
 - イ 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 12,000円から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内の額
- （申請）

第5条 地方就職支援補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を交付を受けようとする年度の3月10日までに提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 地方就職支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (3) 在学証明書
- (4) 交通費の領収書
- (5) 内定先企業による証明書（様式第2号）
- (6) 移住元の住所を確認できる書類
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援補助金を交付すべきものと認めたときは、地方就職支援補助金の交付の決定を行い、地方就職支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、地方就職支援補助金の交付を受けようとするときは、地方就職支援補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求の内容を審査した結果、適当と認めたときは、地方就職支援補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により地方就職支援補助金の交付決定を受けた者（以下「地方就職支援補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方就職支援補助金の交付決定の全部又は一部を

取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合
- (2) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）
- (5) 転入日から3年未満に本市以外の市町村に転出した場合
- (6) 転入日から3年以上5年以内に本市以外の市町村に転出した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、地方就職支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、地方就職支援補助金受給者に通知するものとする。

3 地方就職支援補助金受給者は、本市が地方就職支援事業の適正な執行の確認のための調査等を行う場合は、これに応じるよう努めなければならない。

（返還請求）

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した地方就職支援補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による地方就職支援補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 交付した地方就職支援補助金の全額
- (2) 申請日から1年以内に第3条第3号アに規定する要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 交付した地方就職支援補助金の全額
- (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。） 交付した地方就職支援補助金の全額
- (4) 就業日から1年以内に第3条第3号アに規定する要件を満たす職を辞した場合（退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。） 交付した地方就職支援補助金の全額
- (5) 転入日から3年未満に本市以外の市町村に転出した場合 交付した地方就職支援補助金の全額
- (6) 転入日から3年以上5年以内に本市以外の市町村に転出した場合 交付した地方就職支援補助金の半額

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。